



長岡市の入札・契約制度
改革への提言
(中間報告)

令和元年 月 日

長岡市入札・契約制度に関する検討委員会

はじめに

私たち長岡市入札・契約制度に関する検討委員会は、長岡市役所職員が市発注工事の入札に関する情報を漏えいした事件を受け、職員の職務遂行の公正性の保持と公務に対する社会的信用の回復を図るため、平成 31 年（2019 年）2 月に設置されました。

当委員会の任務は、市発注工事の入札・契約制度について検証し、公正性及び透明性のより高い制度の構築に関する検討を行うことです。

そのため、当委員会では、これまでの 6 回の審議の中で、制度全体の検証や他の自治体の事例調査などを重ねるとともに、実態に即した提言に向けて事業者へのアンケートなども実施してきました。

このたび、事件への対策等で急ぐべき 3 点に絞り込んだ中間報告を行い、その後、引き続き制度全体の討議を進めて最終的な提言とすることとしました。

長岡市長におかれましては、不正行為の再発防止と長岡市民の信頼の回復に向けて、まずはこの中間報告を指針とし、入札・契約制度の改革に着手されることを期待します。

令和元年（2019 年）●月●日

長岡市入札・契約制度に関する検討委員会

委員長 沢田克己

目 次

1	入札・契約制度改革の理念	1
2	理念を実現するための考え方	1
3	理念を実現するための考え方に基づく方策の提言	2
4	入札・契約制度の現状と確認・検討結果（3の提言の再掲含む）	6
	（1）入札・契約の種類	
	① 一般競争入札	
	② 総合評価方式	
	③ 指名競争入札	
	④ 随意契約	
	（2）長岡市独自の入札制度	
	① 安全安心地域づくり工事（再掲）	
	② 一抜け方式	
	③ 概算数量発注方式	
	（3）入札方法等の運用基準	
	① 発注標準表	
	② 等級格付基準	
	③ 指名数	
	④ 制限付き一般競争入札の参加資格要件	
	⑤ 入札方法等に係るその他の条件	
	（4）予定価格および最低制限価格	
	① 予定価格	
	② 最低制限価格（再掲）	
	（5）入札・契約の手続き（事務処理・情報管理）	
	（6）情報公開（設計額、予定価格、最低制限価格）	
	（7）指名停止措置（再掲）	
	（8）入札結果の監視	
5	資料編	21
	・長岡市入札・契約制度に関する検討委員会設置要領	
	・長岡市入札・契約制度に関する検討委員会の開催状況・検討経過	
	・長岡市入札・契約制度に関する検討委員会委員名簿	
	・事業者アンケート結果	

1 入札・契約制度改革の理念

このたびの市発注工事に関する職員の入札情報の漏えい事件のようなことが二度と起こらないようにするため、競争性と工事品質の確保を図りつつ、公正性と透明性のより高い入札・契約制度を構築すること

2 理念を実現するための考え方

(1) 情報漏えいを働きかける意味がない仕組みにする。

- ・これまで市では、工事積算に基づく工事価格及び予定価格並びに最低制限価格をあらかじめ設定し、その情報を管理してきた。
- ・今回の事件は、入札に係るこうした情報を事前に漏えいするよう利害関係者から働きかけがあったものであり、今後も市が情報を保有する限り、同じような不正がいつでも起こり得る危険性がある。
- ・したがって、事件の再発防止のためには、利害関係者に価値のある情報を市が一切保有しないことが考えられるが、工事品質を確保しつつ入札・契約事務を適正かつ公正に執行するためには、職員が工事積算を行って情報を適切に管理することは今後も必要である。
- ・以上のことから、市が保有する情報の漏えいを働きかける意味がなくなるような仕組みに見直すことが重要と考える。

(2) 不正行為への抑止力を強化する。

- ・働きかけに意味がなくなったとしても、市が入札・契約に関する情報を引き続き保有することには変わらない。
- ・したがって、今後も、落札につながる何らかの手がかりを得たいと考える利害関係者が現れるおそれがある。
- ・そのため、そのような利害関係者の不正行為を未然に防止するための方策をあらかじめ講じ、抑止力を機能させる必要があると考える。

(3) 入札における競争性を一層高める。

- ・事業者の参加資格要件を特定の範囲に固定して行う形態の入札では、競争性が十分に発揮されにくい傾向にあると考えられる。
- ・市の過去の入札状況を検証し、そのような傾向にあるものについては、工事品質の確保にも十分留意しつつ、入札参加事業者の競争性をより一層高める方策を講じることが、公正性と透明性のより高い制度を構築することにつながると思う。

3 理念を実現するための考え方に基づく方策の提言

(1) 情報漏えいを働きかける意味がない仕組みにする方策

○ 最低制限価格制度の見直し

市があらかじめ最低制限価格を設定せず、入札後に一定の条件を満たす事業者の入札額の平均額を基に最低制限価格を算出する「変動型（平均型）最低制限価格制度」を導入する。

<委員会における意見等>

- ・概ね過去10年間の落札状況では、最低制限価格と同額の落札も多いが、落札を狙ったために最低制限価格をわずかに下回るような入札も多いことが分かった。
- ・各事業者が、過去の工事設計書を閲覧して市の工事積算の傾向等を研究し、予定価格や最低制限価格を容易に推計できる状態になっていることは分かった。しかし、発注者側が積算を年々複雑化することによって、事業者が工事品質の向上や現場の適正管理よりも工事積算の解読に注力するとしたら、好ましいことではない。
- ・落札するために日々研究努力を重ねている各事業者からすれば、今回の事件のようなことはあってはならない。しかし、今後も同じような働きかけが起こる可能性があるため、職員が情報を漏らさないことに力点を置くのではなく、情報を持たずに、事業者間の競争性を高めるような制度が適当ではないか。
- ・「変動型（平均型）最低制限価格制度」は、最低制限価格を市側であらかじめ設定せず、入札参加事業者の入札額により決定するものであり、長岡市に適った制度ではないか。ただし、平均の求め方や係数の運用基準等については、全国の団体で様々なものが見られるため、過去の入札状況等をもとに、市の方で競争性と工事品質の両面を確保する観点から最も適したものを検討することが良い。
- ・低入札価格調査制度をすべての工事に導入（最低制限価格制度を廃止）することは、落札業者決定までの時間を要し発注側・受注側とも手間がかかる等の課題がある。
- ・また、最低制限価格を、開札時にランダム係数に基づいて決定する制度は、結果的にはくじ引き入札同様に事業者の積算意欲を削ぎかねず、また、ランダム係数の情報を市があらかじめ保有していることになるので不適當ではないか。
- ・予定価格の入札前公表について、導入済みの団体では予定価格との同額入札やくじ引きの増加が見られる。また、最低制限価格が入札後に決定されるようになれば、予定価格の情報を事業者が求めることの意味があまりなくなるのではないか。

(長岡市の現状)

130万円を超える全ての工事に最低制限価格を設定（予定価格の70%～90%）している。

※ 算定式

直接工事費×1.0+共通仮設費×1.0+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.55

(千円未満切り捨て)

なお、事件後の暫定的な措置として、最低制限価格の算定式を公表している（平成 31 年 2 月 14 日より）。

（制度説明）

最低制限価格はダンピング受注の防止を図るためのものである。ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、従事する者の賃金などの労働条件の悪化等につながりやすく、建設業の健全な発展を阻害するおそれがある。

また、最低制限価格は落札者決定の過程で、有効となる入札額の下限となるものである。

（２）不正行為への抑止力を強化する方策

○ 指名停止措置基準の厳格化

入札情報漏えい事件が二度と発生しないよう抑止力の強化を目的として、『贈賄及び不正行為等に基づく措置基準』のうち、「贈賄」、「独占禁止法違反行為」及び「競売入札妨害又は談合」について新潟市と同水準まで厳格化する見直しを行う。

＜委員会における意見等＞

- ・二度と不正を起こさないよう、これまで以上の「抑止力」を働かせる必要がある。
- ・再発防止に向けた不退転の決意を表すためには、指名停止期間の厳格化は止むを得ないものとする。
- ・富山県内の都市では全国知事会の方針に準拠した措置期間としていたが、それでも長岡市と同様の情報漏えい事件が起きてしまった現状を踏まえ、さらにそれより厳しい新潟市の措置期間と同水準まで引き上げることが適当ではないか。
- ・例えば、ある社員が自社を陥れようとして不正を行った場合も、指名停止措置を受けるのは社員でなく事業者となる。仮に措置を受けた場合には、事業者と他の社員の死活問題につながり、非常に厳しいものであるため、厳格化には慎重な議論が必要。
- ・事業廃止に追い込むことが厳格化の目的では無い。一度措置したらそれで終わりではなく、その後の裁判等を通じて不正行為の背景や事実新たな事実が分かったような場合は、それに応じた適切な対応を望む。

（長岡市の現状）

「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」の比較

措置要件 (自発注工事に関するもの)	措置期間の範囲			
	長岡市	新潟県	新潟市	(参考) 富山県
1 贈賄				
次の者が逮捕又は起訴				
ア 代表役員等	4～12 か月		12～24 か月	8～24 か月
イ 一般役員等	3～9 か月		9～18 か月	6～18 か月
ウ 使用人	2～6 か月		6～12 か月	4～12 か月

2	独占禁止法違反行為	3～12 か月	12～24 か月	6～24 か月
3	競売入札妨害又は談合 次の者が逮捕又は起訴 ア 代表役員等 イ 一般役員等・使用人	4～12 か月 3～12 か月	12～24 か月 12～24 か月	8～24 か月 6～24 か月
4	建設業法違反行為	2～9 か月	2～12 か月	2～9 か月
5	不正又は不誠実な行為	1～9 か月	1～12 か月	1～9 か月
6	暴力的不法行為等 (措置期間が最長の事案)	12 か月以上	12 か月以上	当該事由に該当しなくなったと認められた日まで

(3) 入札における競争性を一層高める方策

○「長岡市安全安心地域づくり工事」の実施手法の見直し

本制度の趣旨（災害時の復旧工事は、市と災害協定を締結している各地域の建設業者が担っていることから、生活道路等の建設・修繕に係る工事は、当該地域又は近隣地域の建設業者が施工することが望ましい。）を踏まえながら、事業者選定については、入札の競争性確保を図るため、当該地域に限定せず、近隣地域を含めた複数地域から選定する。

＜委員会における意見等＞

- ・最低制限価格を入札後に決定する制度に見直すための前提として、入札参加事業者間の競争性が十分に確保されていることが重要である。
- ・過去の落札状況を確認すると、「長岡市安全安心地域づくり工事」が高落札率となっている傾向にあることが認められる。同工事の入札参加資格要件は、地域の事業者に固定して閉じられており、競争性が十分に確保されているか疑問である。
- ・市町村合併によって広大な市域を有し、自然災害も多い長岡市においては、普段から地元事業者を適切に維持・育成し、有事に率先して対応してもらうことは、市民の安全安心を確保するうえで重要と考える。
- ・同工事制度の意義は理解するが、入札の競争性や透明性等を検討することが、当委員会に与えられた使命である。
- ・全国的に自然災害が後を絶たない中、少子高齢化の進む長岡市が住民の安全安心を支える同工事制度を必要とする趣旨は尊重するが、他と比べ落札率が高くなっている点については見直しが必要と考える。
- ・同工事の入札参加事業者を固定化せずに、施工地と異なる周辺の他地域の事業者も必ず選定するよう見直し、競争性が常に働くよう見直すべきである。ただし、入札参加事業者の選定基準等については、市自らが最も適したものとなるよう検討されたい。

(長岡市の現状)

長岡市は、合併で広域となるなか、市民の安全確保に直結する道路等は、災害時等において早急に復旧する必要がある、市と災害協定を締結している各地域の建設業者がそれを担っている。

そこで、短期間で復旧工事を完了するため、生活道路等の建設・修繕に係る工事は、施工地と同地域又は近隣地域の建設業者が施工することが望ましいとの考えから、指名業者選定又は入札参加条件をそれらの地域に限定した制度である。

ア 指名競争入札

- 導入時期：平成 25 年 6 月（試行）

平成 27 年 4 月から本格実施

- 対象案件：設計額 130 万円を超え 2,000 万円未満の工事

※ 災害復旧工事（2,000 万円未満）は安全安心地域づくり工事で発注

- 工事種別：土木一式、下水道管渠工事、管工事（消雪施設及び水道管）、水道管

イ 制限付き一般競争入札（試行）

- 導入時期：平成 28 年 4 月

- 対象案件：設計額 2,000 万円以上 3,000 万円未満の工事

- 工事種別：土木一式、下水道管渠工事、管工事（消雪施設及び水道管）、水道管

なお、平成 30 年度の落札率(全工種平均)は、指名競争入札が 97.19%(通常工事比+2.07%)、制限付き一般競争入札が 95.09%(同比+3.79%)となっている。

4 入札・契約制度の現状と確認・検討結果（3の提言の再掲含む）

（1）入札・契約の種類

① 一般競争入札

（委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

ただし、一般競争入札とする設計額基準等については、引き続き検討を行う。

＜委員会における意見等＞

- ・現在、一般競争入札となる設計額の基準は「2,000万円以上」（指名競争入札は2,000万円未満）であるが、一般的に指名競争入札は高落札率となる傾向にあり、長岡市においても同様の傾向があることから、競争性を高めるためには、当該基準を「1,000万円以上」まで引き下げるなどの検討が必要ではないか。

（長岡市の現状）

- 制限付き一般競争入札
- 設計額2,000万円以上の建設工事（平成23年4月改定）
- 地域要件、工事成績、施工実績等の参加要件の設定
 - ※ 特定共同企業体（JV）結成は、設計額1億円以上で執行する。

（制度説明）

公告によって不特定多数の者を募集し、入札によって申込みをさせる方法により競争させるもので、その申込者のうちから、自治体に最も有利な条件を提示した者（総合評価方式もある）を選定し、その者と契約を締結する方式

② 総合評価方式（試行）

（委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

ただし、多様な入札制度を導入する観点から、引き続き検討を行う。

＜委員会における意見等＞

- ・総合評価方式は入札公告から開札まで3か月程度を要することが、積雪等により工期に制約がある長岡市では、発注側・受注側ともに対象拡大の障害となっていることが分かった。
- ・今回の事件の原因が設計額（工事価格）の情報漏えいであったため、価格だけでなく技術力も評価して落札者を決定する「総合評価方式」等の多様な入札制度の検討も進めるべきではないか。

(長岡市の現状)

- 設計額3,000万円以上の建設工事で長岡市建設工事入札参加資格等審査委員会が適当であると認めた工事
- 安全対策等の提案、施工実績・地域貢献度、入札価格を総合的に評価する「簡易提案型」により実施。(年間2件程度)

(制度説明)

入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して、発注者にとって最も有利な者を落札者として決定する方式。入札価格以外で評価する部分としては、工期や、安全性、環境への配慮などがあげられている。

③ 指名競争入札

(委員会の確認・検討結果)

現行制度が適正に運用されていることを確認した。
ただし、指名競争とする設計額基準等については、引き続き検討を行う。

<委員会における意見等> (再掲)

- ・ 現在、一般競争入札となる設計額の基準は「2,000万円以上」(指名競争入札は2,000万円未満)であるが、一般的に指名競争入札は高落札率となる傾向にあり、長岡市においても同様の傾向があることから、競争性を高めるためには、当該基準を「1,000万円以上」まで引き下げるなどの検討が必要ではないか。

(長岡市の現状)

- 設計額130万円超から2,000万円未満の建設工事(平成23年4月改定)
- 設計額50万円超の測量・建設コンサルタント等業務委託

(制度説明)

ある一定の資格を有する者のうちから特定多数の競争入札者を選んで競争入札をさせ、地方公共団体に最も有利な価格で申込みをする者との間に締結をする契約方法。

④ 随意契約

(委員会の確認・検討結果)

現行制度が適正に運用されていることを確認した。
今後も適正に運用し、状況の変化に応じて制度を適切に見直しされたい。

＜委員会における意見等＞

- ・ 早急な対応が迫られる災害復旧時も、随契契約は応急復旧工事にものみ限定して適用し、本復旧工事については適用せずに競争入札に付していることが分かった。

(長岡市の現状)

設計額 130 万円以下の建設工事、設計額 50 万円以下の測量、建設コンサルタント等業務委託は所管課で執行。

(制度説明)

競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択し締結する契約方法。

随意契約は、次の要件に合致する場合にのみ認められる。

- ① 予定価格が長岡市財務規則別表第 4 に定める金額を超えないとき (少額随意契約)
- ② その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき (不適条項)
- ③ 障害者支援施設、シルバー人材センター等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき (障害者、高齢者、母子関連の一定契約)
- ④ 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等の契約をするとき
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき (不利条項)
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき (入札後随意契約)
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき

(2) 長岡市独自の入札制度

① 安全安心地域づくり工事 (再掲)

(委員会の確認・検討結果)

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

ただし、本制度の趣旨 (災害時の復旧工事は、市と災害協定を締結している各地域の建設業者が担っていることから、生活道路等の建設・修繕に係る工事は、当該地域又は近隣地域の建設業者が施工することが望ましい。) を踏まえながら、事業者選定については、入札の競争性確保を図るため、当該地域に限定せず、近隣地域を含めた複数地域から選定する。

＜委員会における意見等＞

- ・最低制限価格を入札後に決定する制度に見直すための前提として、入札参加事業者間の競争性が十分に確保されていることが重要である。
- ・過去の落札状況を確認すると、「長岡市安全安心地域づくり工事」が高落札率となっている傾向にあることが認められる。同工事の入札参加資格要件は、地域の事業者に固定して閉じられており、競争性が十分に確保されているか疑問である。
- ・市町村合併によって広大な市域を有し、自然災害も多い長岡市においては、普段から地元事業者を適切に維持・育成し、有事に率先して対応してもらうことは、市民の安全安心を確保するうえで重要と考える。
- ・同工事制度の意義は理解するが、入札の競争性や透明性等を検討することが、当委員会に与えられた使命である。
- ・全国的に自然災害が後を絶たない中、少子高齢化の進む長岡市が住民の安全安心を支える同工事制度を必要とする趣旨は尊重するが、他と比べ落札率が高くなっている点については見直しが必要と考える。
- ・同工事の入札参加事業者を固定化せずに、施工地と異なる周辺の他地域の事業者も必ず選定するよう見直し、競争性が常に働くよう見直すべきである。ただし、入札参加事業者の選定基準等については、市自らが最も適したものとなるよう検討されたい。

(長岡市の現状)

長岡市は、合併で広域となるなか、市民の安全確保に直結する道路等は、災害時等において早急に復旧する必要がある、市と災害協定を締結している各地域の建設業者がそれを担っている。

そこで、短期間で復旧工事を完了するため、生活道路等の建設・修繕に係る工事は、施工地と同地域又は近隣地域の建設業者が施工することが望ましいとの考えから、指名業者選定又は入札参加条件をそれらの地域に限定した制度である。

ア 指名競争入札

- 導入時期：平成 25 年 6 月（試行）

平成 27 年 4 月から本格実施

- 対象案件：設計額 130 万円を超え 2,000 万円未満の工事

※ 災害復旧工事（2,000 万円未満）は安全安心地域づくり工事で発注

- 工事種別：土木一式、下水道管渠工事、管工事（消雪施設及び水道管）、水道管

イ 制限付き一般競争入札（試行）

- 導入時期：平成 28 年 4 月

- 対象案件：設計額 2,000 万円以上 3,000 万円未満の工事

- 工事種別：土木一式、下水道管渠工事、管工事（消雪施設及び水道管）、水道管

なお、平成 30 年度の落札率（全工種平均）は、指名競争入札が 97.19%（通常工事比+2.07%）、制限付き一般競争入札が 95.09%（同比+3.79%）となっている。

② 一抜け方式（制限付き一般競争入札・指名競争入札）

（委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

今後も適正に運用し、状況の変化に応じて制度を適切に見直しされたい。

＜委員会における意見等＞

- ・同方式は、事業者の自由な競争を阻害する要因と考えられることから、他の自治体の実施状況を調査するよう市へ指示した。
- ・市の調査の結果、「新潟県内においては、新潟市、上越市、三条市等、県外でも青森市、川口市、下関市等で実施しており広く普及している制度」であることが分かった。

（長岡市の現状）

工期の担保及び受注機会の確保のための発注方式（発注者が指定する案件の落札者は、発注者が指定するほかの案件の落札者にはなれない方式）

ア 同一地域の線的工事

工区が隣接又は近接で、かつ、施工期間が限定されている案件

※「工区が近接」は、相互の距離が概ね 500m 程度以内

○ 対象工種：土木一式、下水道管渠、舗装、管（消雪施設及び水道管）、水道管

イ 同一地域の点在工事

(ア) ひとつの施設を分割施工し、施工期間を担保する案件

(イ) 工区は離れているが、施工期間が限定されている又は資材の一括調達が困難な案件

○ 対象工種：建築一式、建築物給排水衛生・電気設備、その他工種

ウ 複数地域の点在工事

工区は離れているが、施工期間が限定されている又は資材の一括調達が困難な案件で、

かつ、設計額 2,000 万円以上の制限付き一般競争入札案件

エ 特認工事

設計額 1,000 万円以上 2,000 万円未満の複数地域点在工事（指名競争入札案件）のうち、資格等審査委員会で特に認めた案件

③ 概算数量発注方式

（委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

今後も適正に運用し、状況の変化に応じて制度を適切に見直しされたい。

<委員会における意見等>

- ・当該方式は、「当初設計の数量を概算で積算するもので、例えば、1㎡あたり単価×延長で計算して発注し、出来高で精算（変更契約）するものである」と市から制度説明を受けた。
- ・精算時に概算数量との乖離が生じにくい単純な工事を対象としていることから、受注者が過大積算での精算等の制度悪用の懸念がないことが分かった。

（長岡市の現状）

設計・積算業務の簡略化、違算防止及び入札事務の効率化を図るための発注方式

○ 導入時期：平成 30 年 3 月

○ 対象案件：

・設計額 1,000 万円未満の工事

・設計額 1,000 万円以上 2,000 万円未満の入札参加資格等審査委員会で承認された工事

○ 工事種類：

消雪施設更新（散水管、舗装）、舗装復旧、側溝修繕、路肩整備、区画線、用排水路整備、防護柵設置、樹木植替、屋上防水改修、冷暖房設備改修、災害復旧等

（3）入札方法等の運用基準

（委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

ただし、工事の等級（ランク）の区分等について、引き続き検討を行う。

<委員会における意見等>

- ・工事（事業者）ランクについて、他市では土木工事等を 4、5 ランク程度に細分化しているところもあるが、細分化し過ぎるとランクごとに事業者が限定され、入札の競争性の低下に繋がりがねないとする。

（長岡市の現状）

① 発注標準表

工事の等級	土木一式工事 （下水道管渠 工事を含む。）	建築一式 工事	管工事 （水道管工事を 含む。）	電気工事	舗装工事
A	1,500万円 以上	1,000万円 以上	700万円 以上	300万円 以上	200万円 以上

B	1,500万円 未満 500万円 以上	1,000万円 未満 300万円 以上	700万円 未満 300万円 以上	300万円 未満	200万円 未満
C	500万円 未満	300万円 未満	300万円 未満		

② 入札参加業者 等級格付基準

区分	土木一式工事 (下水道管渠工事を含む。)		建築一式工事	管工事 (水道管工事 を含む。)	電気工事 舗装工事	
	総合評点	技術者数	総合評点	総合評点	総合評点	
A	800～	1	2人以上	800～	750～	750～
		計	5人以上			
B	700～ 799	1	1人以上	700～ 799	650～ 749	～749
		計	2人以上			
C	～699	2	1人以上	～699	～649	
		計	1人以上			

※ 土木一式工事の技術者数欄の1は、1級の資格を有する技術者の必要人数、2は、1級又は2級の資格を有する技術者の必要人数であり、計は、1級又は2級の資格を有する技術者の必要人数である。

③ 指名数

工事の等級	土木一式工事、建築一式工事 及び管工事	電気工事及び舗装工事
A	15	10
B	10	8
C	8	

④ 制限付き一般競争入札の入札参加資格要件

工種	工事 等級	金額の範囲	参加可能業者		
			業者 格付	総合評点	工事成績 ※※
土木一式(下水道 管渠) 工事 建築一式工事	A	7,000万円以上	A	800点以上	○
		2,000万円以上 7,000万円未満		※	
管(水道管) 工事 電気工事	A	5,000万円以上	A	750点以上	○
		2,000万円以上 5,000万円未満			
舗装工事	A	2,000万円以上	A	750点以上	○

※ JV施工方式では原則、土木一式・下水道管渠900点以上、建築一式900点以上

※※ 過去3年度の当該工種の工事成績の平均点が75.0点以上であること。

⑤ 入札方法等に係るその他の条件

(委員会の確認・検討結果)

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

ただし、特定共同企業体（JV）を入札参加資格要件とする対象工事の基準等について、引き続き検討を行う。

<委員会における意見等>

- ・設計額1億円以上の入札工事案件について、原則として特定共同企業体（JV）の結成を入札参加資格要件としているが、JVを結成すると入札の参加事業者が少なくなり、競争性が発揮されにくくなるとも考えられるため、単独事業者も参加できるような要件緩和（混合方式の導入）も含む検討を行うべきではないか。

(長岡市の現状)

- ア 設計額2,000万円以上3,000万円未満の土木一式（下水道管渠）工事（A級工事）について、地域要件を川東地域、川西地域に2分する。
- イ 設計額8,000万円以上の工事には、施工実績を求めることができる。
- ウ 「くい上がり」、「くい下がり」の運用方法は、次のとおりとする。
- (ア) 発注地域（支所地域単位）の工事で指名業者数が充足できない場合に、当分の間、指名総数の50%を限度として、発注地域業者又は近接する地域業者で過去3年度の工事成績の平均点が75.0点以上の事業者を指名できることとする。
 - (イ) 舗装工事については、発注地域にかかわらず指名業者選定を行い、舗装機械を有している者を優先するものとし、「くい上がり」のみとする。
- エ 設計額1億円以上の入札工事案件は、原則として特定共同企業体（JV）の結成を資格要件とする。
- オ 一抜け方式は、次のいずれかに該当する制限付き一般競争入札及び指名競争入札で検討する。
- (ア) 土木一式、下水道管渠、舗装、管（消雪管等）、水道管
工区が隣接又は近接しており、かつ、施工期間が限定されている案件
 - (イ) 建築一式、建築物の給排水・衛生設備、建築物の電気設備、その他の工種
 - ・ひとつの施設を分割して施工することで、施工期間を担保する案件
 - ・工区は離れているが、施工期間が限定されている又は資材の一括調達が困難な案件

(4) 予定価格及び最低制限価格

① 予定価格

(委員会の確認・検討結果)

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

今後も適正に運用し、状況の変化に応じて制度を適切に見直しされたい。

<委員会における意見等> (再掲)

- ・ 予定価格の入札前公表について、導入済みの団体では予定価格との同額入札やくじ引きの増加が見られる。また、最低制限価格が入札後に決定されるようになれば、予定価格の情報を事業者が求めることに意味があまりなくなるのではないか。

(長岡市の現状)

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び工事設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実施の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行い、契約担当(※)がその積算額に基づいて予定価格を決定している。

※ 市長部局：財務部長は設計額 500 万円以上のもの、契約検査課長はそれ以外のもの

水道局：水道局長は設計額 500 万円以上のもの、特命主幹(契約検査課長)はそれ以外のもの

なお、適切な積算を行わず入札参加した事業者が受注する等の弊害が生じるおそれがあることから、入札前に予定価格の公表を行わないよう国から要請があったことを踏まえ、現在、予定価格の事前公表は行っていない。

(制度説明)

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として長があらかじめ設定する見積金額であり、予定価格は落札者決定の過程で、有効となる入札額の上限となるものである。

② 最低制限価格 (再掲)

(委員会の確認・検討結果)

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

市があらかじめ最低制限価格を設定せず、入札後に一定の条件を満たす事業者の入札額の平均額を基に最低制限価格を算出する「変動型(平均型)最低制限価格制度」を導入する。

<委員会における意見等>

- ・概ね過去10年間の落札状況では、最低制限価格と同額の落札も多いが、落札を狙ったために最低制限価格をわずかに下回るような入札も多いことが分かった。
- ・各事業者が、過去の工事設計書を閲覧して市の工事積算の傾向等を研究し、予定価格や最低制限価格を容易に推計できる状態になっていることは分かった。しかし、発注者側が積算を年々複雑化することによって、事業者が工事品質の向上や現場の適正管理よりも工事積算の解読に注力するとしたら、好ましいことではない。
- ・落札するために日々研究努力を重ねている各事業者からすれば、今回の事件のようなことはあってはならない。しかし、今後も同じような働きかけが起こる可能性があるため、職員が情報を漏らさないことに力点を置くのではなく、情報を持たずに、事業者間の競争性を高めるような制度が適当ではないか。
- ・「変動型（平均型）最低制限価格制度」は、最低制限価格を市側であらかじめ設定せず、入札参加事業者の入札額により決定するものであり、長岡市に適った制度ではないか。ただし、平均の求め方や係数の運用基準等については、全国の団体で様々なものが見られるため、過去の入札状況等をもとに、市の方で競争性と工事品質の両面を確保する観点から最も適したものを検討することが良い。
- ・低入札価格調査制度をすべての工事に導入（最低制限価格制度を廃止）することは、落札業者決定までの時間を要し発注側・受注側とも手間がかかる等の課題がある。
- ・また、最低制限価格を、開札時にランダム係数に基づいて決定する制度は、結果的にはくじ引き入札同様に事業者の積算意欲を削ぎかねず、また、ランダム係数の情報を市があらかじめ保有していることになるので不適當ではないか。
- ・予定価格の入札前公表について、導入済みの団体では予定価格との同額入札やくじ引きの増加が見られる。また、最低制限価格が入札後に決定されるようになれば、予定価格の情報を事業者が求めることに意味があまりなくなるのではないか。

(長岡市の現状)

130万円を超える全ての工事に最低制限価格を設定（予定価格の70%～90%）している。

※ 算定式

直接工事費×1.0+共通仮設費×1.0+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.55

(千円未満切り捨て)

なお、事件後の暫定的な措置として、最低制限価格の算定式を公表している（平成31年2月14日より）。

(制度説明)

最低制限価格はダンピング受注の防止を図るためのものである。ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、従事する者の賃金などの労働条件の悪化等につながりやすく、建設業の健全な発展を阻害するおそれがある。

また、最低制限価格は落札者決定の過程で、有効となる入札額の下限となるものである。

(5) 入札・契約の手続き（事務処理・情報管理）

（委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

今後も適正に運用し、状況の変化に応じて制度を適切に見直しされたい。

なお、暫定措置として実施している数量の公表については、今後も引き続き実施されたい。

＜委員会における意見等＞

・事務フロー図によれば、最低制限価格の決定までに多くの職員がその情報に触れているように思われ、今回の事件に関する疑問や情報漏えいのリスクが高い懸念があったため、次のとおり市から説明を受けた。

ア 最低制限価格（案）は、その内容を記載した紙を封書に封かんして回議されるため、決裁までの間に情報を知りうる者は3名（契約検査課課長補佐（起案者）、同課長（確認者又は決裁権者）及び財務部長（又は水道局長）（決裁権者））に限定される。

また、決裁後も当該紙面は封筒に封かんされ、開札までの間、契約検査課内に厳重に保管される。

なお、最低制限価格は、工事設計額に基づく一定のルールにより算出するもののため、決裁の途中で額が変更されるようなことは、あり得ない（誤りが発見された場合は、起案者に遡って再回議される運用）。

イ 工事検査監は最低制限価格の情報に触れることはできないが、事件発生当時は、設計図書の審査の過程で設計額の情報にも触れることは出来る状態であった。なお、現在は工事検査監が審査する書類には単価等を記載しないよう見直したため、設計額の情報にも触れることはない。

ウ また、技監（当時）も同様に最低制限価格の情報に触れる立場にはなかったが、設計額2,000万円以上の工事については、起案合議者として情報に触れることが出来た。

・また、今回の事件を受け見直したその他の対策として、次のとおり市から説明を受けた。

ア 平成31年2月14日からの暫定的な措置として「最低制限価格の算定式の公表」及び「入札公告又は指名通知時の設計図書において、これまで非公表としてきた数量を、新潟県の積算基準に基づいて公表」していること。

イ 平成31年3月下旬から契約検査課の事務室内について間仕切りを用いて区切り、工事検査監及び検査担当職員と工事契約係の職員が、他者の机上の書類やパソコン画面が目に入ることの無いよう、情報管理の強化を図った。

・入札・契約事務には多くの職員が従事しているものの、最低制限価格の情報そのものは確実に管理されていることが分かった。

（長岡市の現状）

事務フロー図（次ページ）のとおり。

なお、情報漏えい事件以前は、工事検査監が同フロー図（上段部）の「設計内容審査」の段階で工事価格を知り得たが、長岡市事務決裁規則を改正し、平成31年4月から工事検査監が工事価格を知り得ないようにしている。

また、平成31年4月1日に「技監」を廃止している。

(6) 情報公開（設計額、予定価格、最低制限価格）

（委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

今後も適正に運用し、状況の変化に応じて制度を適切に見直しされたい。

＜委員会における意見等＞

- ・複数事業者による同額入札とくじ引きによる落札者決定の案件が多数確認されたが、くじ引きで落札者を決定することが多い自治体は、他にもあることが分かった。
- ・このことに関連し、「長岡市に限らず、各事業者が情報公開制度等を活用して過去の工事を研究しているとともに、計算ソフト導入などで積算能力が向上している。特に土木工事では他と比べて発注者の設計額と同額での積算が比較的容易となっているのではないか。」との説明を市から受けた。
- ・こうした中、長岡市では、同額入札によるくじ引き件数の増加に応じて、「くじ引き」を減らすために工事積算を複雑化する対策を頻繁に行ってきた。しかし、複雑化を行った後も、各事業者が情報公開制度を活用し工事設計書を閲覧等してさらに研究するため、再び「くじ引き」が増加するということが繰り返されていることが分かった。
- ・概ね過去10年間の落札状況では、最低制限価格と同額の落札も多数あるが、同時に、最低制限価格近傍の額で入札を行う事業者も多いことが分かった。こうしたことから、積算能力が向上し、発注者の傾向も把握した多くの事業者による最低制限価格帯での競争が行われていることがうかがえた。
- ・なお、設計額、予定価格及び最低制限価格の事後公表の時期等は、県内自治体とほぼ同じであり、国の指針にも反していないことが分かった。

（長岡市の現状）

項目		公表時期等
設計額	1,000万円以上	公表 ○時期：契約日以後 ○方法：紙ベースで公表（閲覧室）
	1,000万円未満	非公表 ※ 情報公開請求により公開
予定価格		事後公表（1万円単位）
最低制限価格		価格：事後公表（千円未満切捨て） 算定式：公表（H31.2.14～） ○以下の費用の合計額 ① 直接工事費 ② 共通仮設費 ③ 現場管理費×0.9 ④ 一般管理費×0.55 ※ 予定価格の70%～90%（算定した結果が予定価格の90%を超えた場合は、予定価格の90%）

(7) 指名停止措置（再掲）

（委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

入札情報漏えい事件が二度と発生しないよう抑止力の強化を目的として、『贈賄及び不正行為等に基づく措置基準』のうち、「贈賄」、「独占禁止法違反行為」及び「競売入札妨害又は談合」について新潟市と同水準まで厳格化する見直しを行う。

＜委員会における意見等＞

- ・二度と不正を起こさないよう、これまで以上の「抑止力」を働かせる必要がある。
- ・再発防止に向けた不退転の決意を表すためには、指名停止期間の厳格化は止むを得ないものとする。
- ・富山県内の都市では全国知事会の方針に準拠した措置期間としていたが、それでも長岡市と同様の情報漏えい事件が起きてしまった現状を踏まえ、さらにそれより厳しい新潟市の措置期間と同水準まで引き上げることが適当ではないか。
- ・例えば、ある社員が自社を陥れようとして不正を行った場合も、指名停止措置を受けるのは社員でなく事業者となる。仮に措置を受けた場合には、事業者と他の社員の死活問題につながり、非常に厳しいものであるため、厳格化には慎重な議論が必要。
- ・事業廃止に追い込むことが厳格化の目的では無い。一度措置したらそれで終わりではなく、その後の裁判等を通じて不正行為の背景や事実新たな事実が分かったような場合は、それに応じた適切な対応を望む。

（長岡市の現状）

「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」の比較

措置要件 (自発注工事に関するもの)	措置期間の範囲			
	長岡市	新潟県	新潟市	(参考) 富山県
1 贈賄 次の者が逮捕又は起訴 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人				
	4～12 か月		12～24 か月	8～24 か月
	3～9 か月		9～18 か月	6～18 か月
	2～6 か月		6～12 か月	4～12 か月
2 独占禁止法違反行為	3～12 か月		12～24 か月	6～24 か月
3 競売入札妨害又は談合 次の者が逮捕又は起訴 ア 代表役員等 イ 一般役員等・使用人				
	4～12 か月		12～24 か月	8～24 か月
	3～12 か月		12～24 か月	6～24 か月
4 建設業法違反行為	2～9 か月		2～12 か月	2～9 か月
5 不正又は不誠実な行為	1～9 か月		1～12 か月	1～9 か月
6 暴力的不法行為等 (措置期間が最長の事案)	12 か月以上		12 か月以上	当該事由に該当しなくなったと認めた日まで

(8) 入札結果の監視

(委員会の確認・検討結果)

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

今後も適正に運用し、状況の変化に応じて制度を適切に見直しされたい。

<委員会における意見等>

- ・長岡市では、入札及び契約手続きの公平性・透明性を確保するため、監査委員が入札及び契約事務の監視機能を担っていることから、新潟県や新潟市のような入札監視委員会を特別に設置していないことが分かった。

(長岡市の現状)

- ・地方自治法第 199 条第 6 項による市長からの要求に基づき、監査委員が入札・契約事務の執行に係る監視を行っている。
- ・平成 31 年 4 月に監査委員事務局に入札監視担当班を設置し、監視体制を強化した。

長岡市入札・契約制度に関する検討委員会設置要領

(設置)

第1条 本市職員が市発注工事の入札に関する情報を漏えいした事件を受け、公正かつ透明性のある入札・契約制度の構築を推進し、職務遂行の公正性の保持と公務に対する社会的信用の回復を図るため、長岡市入札・契約制度に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 過去の入札・契約制度の検証に関する事項
- (2) 公正かつ透明性のある入札・契約制度の構築に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員で組織する。

2 委員は、市長が任免する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、市長が委員の中から指名する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行政管理課で処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年2月27日から施行する。

長岡市入札・契約制度に関する検討委員会の開催状況・検討経過

第1回 平成31年2月27日（水曜日）午後6時30分から8時まで

- ・ 事件概要及び長岡市の入札・契約制度全般の確認

第2回 平成31年3月19日（火曜日）午後4時から5時45分まで

- ・ 過去10年間の最低制限価格での落札状況について
- ・ 予定価格等の公表及び指名停止期間等に関する他市との状況比較について

第3回 平成31年4月8日（月曜日）午後6時から8時10分まで

- ・ 前2回の討議項目の確認及び整理並びに課題の抽出について
- ・ 今後の検討スケジュール及び事業者への状況・意向等調査（アンケート）の取り扱いについて

第4回 平成31年4月23日（火曜日）午後6時30分から8時15分まで

- ・ 課題の解決に向けた方策の検討について
- ・ 事業者アンケートの方向性について

第5回 令和元年5月9日（木曜日）午後6時30分から7時30分まで

- ・ 事業者アンケート（案）について
- ・ 提言の方向性及び構成並びに今後の進め方等について

第6回 令和元年5月27日（月曜日）午後6時30分から●時●分まで

- ・ 事業者アンケートの集計結果（速報）について
- ・ 提言（中間報告）の内容確認について

長岡市入札・契約制度に関する検討委員会委員

委員長	沢田 克己	新潟大学法学部 教授
委員	鯉江 康正	長岡大学 副学長・教授
委員	櫻井 香子	弁護士・新潟大学法学部 准教授
委員	中村 崇	弁護士
委員	並木 純子	税理士・行政書士

(敬称略)

長岡市の入札・契約制度改革への提言（中間報告）

令和元年●月

長岡市入札・契約制度に関する検討委員会

この提言に関するお問い合わせ先
長岡市役所総務部行政管理課
住所 長岡市大手通 1 丁目 4 番地 10
電話 0258(39)2208